印紙

業 務 委 託 契 約 書

1　委託業務の名称　令和５年度水中健康教室業務

2　委託業務の場所　　海田町福祉センター

3　履 行 期 間　着 手　令和５年 ４月 ３日

完 了　令和６年 ３月３１日

4　業務委託料　￥　　―

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥　　―　　）

5　契約保証金　　￥　免 除

6　特 約 事 項

上記の委託業務について，委託者と受託者は，別紙の条項によって業務委託契約を　締結し，信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため，契約書２通を作成し，当事者記名押印の上，各自その１通を所有する。

令和５年 ４月　　日

委託者　　広島県安芸郡海田町日の出町２－３５

社会福祉法人海田町社会福祉協議会

会　長　　松 岡　茂 明　　㊞

受託者　住 所

氏 名　　㊞

注 ４中（ ）の部分は，受託者が課税業者である場合に使用する。

業務委託契約約款

（総　則）

第１条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は契約書記載の業務委託に関し，契約書に定めるもののほか，この約款に基づき別添の仕様書に従いこれを履行しなければならない。

２ この約款及び仕様書に明示されていないものは甲，乙協議して定める。ただし，軽微なものについては，甲の指示に従うものとする。

（権利義務の譲渡などの制限）

第２条 乙は，契約上の地位並びに契約によって生ずる権利及び義務の全部または一部を第三者に譲渡し，若しくは承継させ，又は第三者のために担保に供してはならない。ただし，甲の承認を受けた場合においては，この限りでない。

２ 乙は委託業務の履行を第三者に委託し，又は請負わせてはならない。ただし，あらかじめ書面による承認を受けた場合においては，この限りでない。

（甲の調査権）

第３条 甲は必要と認めるときは，乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし，又は報告を求めることができる。

（特許権などの使用）

第４条 委託業務の実施に特許権その他第三者の権利の対象となっている方法を使用する場合においては，乙はその使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（委託期間の延長）

第５条 乙は委託業務に支障を及ぼす天候の不良その他その責に帰することができない事由が明らかになったときは，甲に対して遅滞なくその事由を付して履行期間の延長を求めることができる。

２ 甲は前項の規定による請求があった場合において，事実を調査して正当と認めたときは，履行期限の延長を承認することができる。

（委託業務の変更，中止等）

第６条 甲において必要があるときは，委託業務の内容を変更し，若しくは一時中止し又は打ち切ることができる。

２　前項の場合において，履行期限又は業務委託料を変更する必要があるときは，当該変更事項について甲と乙が協議してこれを定める。

３　第１項の場合において，乙が損害を受けたときは，甲はその損害を賠償するものとする。この場合損害賠償額は甲乙協議してこれを定める。

第７条 委託業務の処理に関し，発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）は乙において負担しなければならない。ただし，甲に責に帰する事由による場合の損害については，この限りでない。

（履行遅滞による損害賠償）

第８条 甲は，乙が自己の責に帰すべき事由により履行期限内に委託業務を履行することができない場合において，履行期限後において完成する見込のあるときは，乙から遅延の事由を徴し，延滞償金を徴して履行期限を延長することができる。

２ 前項の延滞償金は遅延日数１日につき，政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）の割合で計算した額とし，業務委託料と相殺し，なお不足する場合において追徴する。

（検　査）

第９条 乙は委託業務を完了したときは，甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

２　甲は前項の業務完了報告書を受理したときは，速やかに目的物について検査を行なうものとする。

３　前項の検査の結果不合格の場合，目的物について補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合再検査の期日については，前項の規定を準用する。

（委託料の支払）

第１０条 乙は前条の規定による検査に合格したときは，甲に対して業務委託料の支払を請求

するものとする。

2　甲は前項の規定により支払請求があったときは，その日から３０日以内に支払わなければならない。

3　甲の責めに帰すべき事由により，前項の規定による代金の支払いが遅れた場合においては，乙は，未受領金額につき，遅延日数に応じ，支払遅延防止法の率の割合で算定した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

（甲の解除権）

第１１条 乙が次の各号の一に該当する場合においては，甲は契約を解除することができる。この場合において，解除により乙に損害があっても，甲はその賠償の責めを負わない。

⑴　正当な理由がないのに所定の着手時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。

⑵　乙の責に帰する事由により，所定の履行期限内又は相当の期間経過後においても委託業務が完了する見込がないと明らかに認められるとき。

⑶　第２条の規定に違反したとき。

⑷　役員等（乙が個人である場合にはその者を，乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が，集団的に，又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

⑸　役員等が，暴力団，暴力団関係者，暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

⑹　役員等が，暴力団，暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与していると認められるとき。

⑺　前３号のほか，役員等が，暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑻　乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

⑼　前各号に掲げる場合の外，乙が契約に違反し，その違反によって契約の目的を達することができないとき。

２　前項の規定により契約を解除した場合においては，委託業務の出来高部分に対する業務委託料を支払うものとする。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第１２条　乙は，契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は，その旨を直ちに甲に報告するとともに，所轄の警察署に届け出なければならない。

２　乙は，前項の場合において，甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

３　乙は，暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は，その旨を直ちに甲へ報告するとともに，被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（乙の解除権）

第１３条　乙は次の各号の一に該当する場合においては契約を解除することができる。

⑴　第６条の規定による中止の期間が所定の期間の２分の１以上に達したとき。

⑵　甲が契約に違反し，その違反により委託業務を完了することが不可能となるに至ったき。

（秘密の保持）

第１４条　乙は，委託業務の成果（一部成果を含む）及び委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に示し，又はもらしてはならない。

（管轄裁判所）

第１５条　本契約に関して紛争が発生し，訴訟によってこれを解決する場合は，広島地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（疑義の解決）

第１６条　この契約に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合には，甲及び乙が協議して定めるものとする。